



介護の負担感を一人で抱え込まないで...

敦賀市の高齢化率は29%を超え、介護が必要な高齢者の方も年々増加しています。核家族化や少子化の影響で、家族の形が変化し、1人の介護者が2人以上の介護を行う「多重介護」や、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」など、介護に関する負担感が大きい方も増えています。1人で介護の負担感を抱え込まず、息抜きしながら在宅での介護が継続できるよう、家族介護者への負担軽減事業をご利用ください。

介護やすらぎ訪問

利用無料

対象の介護者に対し、1枚当たり1時間分の訪問サービスが利用できる助成券(対象年度末まで有効)を交付します。(多重介護：年間24枚、老老介護：年間12枚まで)

対象者

市内に住所があり、介護が必要な方と同居する次に該当する方
■多重介護者
 要介護者等※、または認定は受けていないが、介護・介助が必要な状態の方(障がい者・児含む)を2人以上(うち最低1人は要介護者等)を在宅で介護している方
■老老介護者(拡大しました)
 高齢者2人暮らしの世帯で、要介護者等※を在宅で介護している方
 ※要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者をいいます。

訪問サービスの内容

- ▶ 介護者の健康相談
- ▶ 掃除、洗濯、調理などの家事援助
- ▶ 買い物、通院、食事、服薬、散歩などの介助
- ▶ 介護が必要な方の見守り、話し相手 など

利用方法

- ①対象者が長寿健康課(1階⑦番窓口)へ申請
- ②助成券が対象者に届く
- ③対象者が利用を希望する実施事業者へ申し込む
- ④対象者と実施事業者で契約後、利用日時などを調整
- ⑤訪問サービスを利用後、助成券を実施事業者に渡す

利用者の声



・今までは自分の時間が持てなかった。1時間でも来てもらえると楽になる。
 ・趣味を行う時間ができ、気分転換になっている。

介護やすらぎカフェ

利用無料

対象者

高齢者を在宅で介護している介護者や介護経験者 など

内容(詳細は実施事業者により異なります)

- ▶ 講演会・講習会(寸劇、介護体験談 など)
- ▶ 個別相談(医療、保健、福祉関係の専門職による)
- ▶ 情報提供(介護、福祉サービス等に関すること など)
- ▶ リフレッシュタイム(健康体操やマッサージ など)

日時	場所	申込先
7/17(土) 13:30~	松原公民館	片づけっこ
9/18(土) 13:30~		
11/20(土) 13:30~		
6/28(月) 13:30~	ほっとリハビリシステムズ	(株)ほっとリハビリシステムズ
10/24(日) 9:00~		
1/18(火) 13:30~		
6/10(木) 14:00~	東郷公民館	社会福祉法人敬仁会 (小規模多機能型居宅介護事業所あゆみ)
10/8(金) 14:00~	西公民館	
12月中旬 14:00~	松原公民館	
7/10(土) 13:30~	北公民館	福井県医療生活協同組合 (つるが生協在宅総合センター和)
9/11(土) 10:00~	中郷公民館	
11/11(木) 10:00~	粟野公民館	
6/22(火) 13:30~	ハーツ つるが	福井県民生活協同組合 敦賀きらめき
9/24(金) 13:30~		
1/11(火) 13:30~		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、人数制限を設けるなどの内容変更や中止となる場合があります。

参加者の声



・皆と話を共有できるのがよい。
 ・自分だけが辛いのではない。心が落ち着く。
 ・カフェに参加して気持ちが晴れ晴れした。

介護の負担を一人で抱え込まないこと、自分自身を追い込まないことが大切です。サービスの利用や、同じ立場の人との情報共有で、息抜きする時間を取り入れましょう。

両事業とも下記事業者(⑥、⑦は訪問事業のみ)が実施します。

	事業者名	問合せ先
①	片づけっこ	☎090-4687-9960
②	(株)ほっとリハビリシステムズ	☎37-1000
③	社会福祉法人 敬仁会	☎23-5511
④	福井県医療生活協同組合	☎25-4311
⑤	福井県民生活協同組合敦賀きらめき	☎21-1500
⑥	(有)ルーエ	☎36-4981
⑦	(公社)敦賀市シルバー人材センター	☎24-1250

介護保険の制度が改正されます

要介護認定期間の延長

更新申請による要介護認定の有効期間が、これまでの2年または3年から、**最長4年(48か月)**に延長しました。
 心身の状態が急変した場合、いつでも、必要に応じて変更申請を受け付けますので、担当のケアマネージャーにご相談ください。

要介護・要支援の認定

介護保険被保険者証を添えて、申請してください。本人のほか、家族でも手続きすることができます。

要介護・要支援の更新

更新申請は、有効期間満了の60日前から行えます。引き続きサービスをご利用になる場合は手続きをお願いします。

※要介護・要支援の認定および更新の手続きは、居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターでも代行できますので、詳しくは、長寿健康課までお問い合わせください。

高額介護サービス費の上限額を引き上げ(令和3年8月~)

同じ月の介護サービス費の利用者負担(1割~3割)の合計が高額になり、決められた限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽減されます。

医療保険の高額療養費制度に合わせ、所得に応じて自己負担の限度額が引き上げられます。

区分	限度額
●年収1,160万円以上	140,100円
●年収770万円以上1,160万円未満	93,000円
●年収383万円以上年収770万円未満	44,400円
●住民税課税世帯	44,400円
●住民税非課税世帯	24,600円
●住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ●住民税非課税世帯で前年所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
●生活保護受給者 など	15,000円

特定入所者介護サービス費の支給条件を変更(令和3年8月~)

施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設などに支払われることで負担が軽減されています。対象者の条件が変更になります。

【変更点】

所得に応じた段階の細分化
 預貯金などの資産要件の細分化

所得段階	対象要件	配偶者の有無	資産要件
第1段階	●生活保護受給者 ●非課税世帯で老齢福祉年金受給者	-	-
第2段階	●非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	有	1,650万円以下
		無	650万円以下
第3段階(1)	●非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	有	1,550万円以下
		無	550万円以下
第3段階(2)	●非課税世帯で、前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	有	1,500万円以下
		無	500万円以下